

平成 27 年 4 月改定

## 部位別仕様表登録 DB 付き外皮計算システム

### 部位別仕様表登録のご案内

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会では、平成 26 年 4 月より部位別仕様表登録 DB 付き外皮計算システムをオープンいたします。これに伴い、各建材等製造事業者様より部位別仕様表登録のお申し込みの受付を開始いたします。

本システムは、建材等製造事業者が省エネ法の「設計・施工指針」に則した部位の仕様を容易に検索し、かつ当該部位別仕様に係る平均熱貫流率を計算書上に引用することで簡易に外皮計算が行えるようにすることを目的に構築しております。

本システムの活用により御社製品の認知度向上に是非役立てていただきたく、この機会に登録のお申し込みをご検討いただければ、幸甚でございます。お申し込みにあたりましては、別添の部位別仕様表登録概要等をお読みいただき、所定の手続きで、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

#### <当協会の関連活動のご紹介>

当協会は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能評価等を行っている登録住宅性能評価機関が会員の一般社団法人です。

従来より当協会では、ホームページ上において、住宅性能表示制度・住宅エコポイント・長期優良住宅に関する情報を提供しており、ハウスメーカー・設計事務所・工務店など住宅関連事業者をはじめ、住宅設備系メーカー、さらに住宅購入や建設を検討されている一般消費者など、数多くの方々に閲覧いただいております。

また、一昨年からは低炭素建築物認定制度に関する情報の提供も行っており、所管行政庁の検索や Q & A、Excel による外皮計算書等の公開を通して、本制度における情報収集のワンストップサービスを目指しております。

# 部位別仕様表登録 DB 付き外皮計算システム

## 部位別仕様表登録概要

### 1. 部位別仕様表を登録するサイト

評価協会が管理するサイトに登録します。

### 2. 部位別仕様表登録お申込み期間

平成 26 年 3 月中旬～随時

### 3. 部位別仕様表登録申込み方法と公開までの流れ

以下の手順に従って登録を行います。

#### <登録申込事業者>

- 1) 評価協会が運営する「部位別仕様表登録 DB 付き外皮計算システム」（以下、本システム）の事業者登録ページ  
(<https://www2.hyoukakyoukai.or.jp/gaihikeisan/my/login/>) にアクセスします。
- 2) ページ内の案内に従い、事業者登録を行います。
- 3) 事業者登録後に評価協会より送付されるアカウント（ID、パスワードの対）を用いて部位別仕様表登録 DB にアクセスします。
- 4) 部位別仕様表、根拠資料及び納まり図等をアップロードし、保存します。

#### <評価協会>

アップロードされた情報に誤り・疑義がある場合は評価協会より問合せを行います。評価協会のチェックが完了したものを順次システム上で公開されます。

### 4. 部位別仕様表の登録

#### 1) 新規登録

登録の申込みをしようとする事業者は、以下に挙げる項目を明示して部位別仕様表の登録申請を行います。評価協会は申請内容についての確認を行い、承認後に公開します。

##### ①部分型式認定を取得した仕様

- (い) 認定番号
- (ろ) 製造事業者名
- (は) 建築物の構法
- (に) 部位
- (ほ) 工法の種類等
- (へ) 平均熱貫流率

(と) 部分型式認定書

部分型式認定	
(い) 認定番号	ASAHIF00001
(ろ) 製造事業者名	●●工業株式会社
(は) 建築物の構法	木造軸組構法
(に) 部位	床
(ほ) 工法の種類等	床梁工法
(へ) 平均熱貫流率 $U_i = \Sigma (a \cdot U_i) \text{ W/(m}^2 \text{ K)}$	0.48

(と) 認定書等のダウンロード

図1. 部分型式認定を取得したものの部位別仕様表のイメージ

②部分型式認定を取得していない仕様

- (イ) 仕様番号
- (ロ) 製造事業者名
- (ハ) 建築物の構法
- (ニ) 部位
- (ホ) 工法の種類等
- (ヘ) 外張り断熱材であるかどうかの区分
- (ト) 材料の適用
- (チ) 材料
- (リ) 製品番号
- (ヌ) 根拠資料
- (ル) 準拠規格
- (ヲ) 厚さ (m)
- (ワ) 熱伝導率
- (カ) 一般部の面積比率
- (ヨ) 熱橋部の面積比率
- (タ) 一般部の熱抵抗 ( $\text{m}^2 \text{ K/W}$ )
- (レ) 熱橋部の熱抵抗 ( $\text{m}^2 \text{ K/W}$ )
- (ソ) 熱貫流抵抗
- (ツ) 熱貫流率
- (ネ) 平均熱貫流率
- (ナ) 備考
- (ラ) 納まり図

部分型式認定以外						(ワ) 厚さ (m)	(ヅ) $\lambda$ (W/mK)	一般部 (カ) 0.8	熱橋部 (コ) 0.2
(イ) 仕様番号	ASAHI00001								
(ロ) 製造事業者名	●●工業株式会社								
(ハ) 建築物の構法	木造軸組構法								
(ニ) 部位	床								
(ホ) 工法の種類等	床梁工法								
(ヘ) 外断熱材	(ト) 適用	(チ) 材料	(リ) 製品番号	(ヌ) 資料アップ ロード	(ル) 準拠 規格 (JIS番)		(ク) R (mK/W)	(ケ) R (mK/W)	
<input type="checkbox"/>	—	室内側表面熱伝 達抵抗				—	—	0.15	0.15
<input type="checkbox"/>	省エネ解説書	構造用合板						0.075	0.075
<input type="checkbox"/>	JIS表示品	硬質ウレタンフォーム 保温板B種2種2	NCO-04209103 30	<a href="#">JIS製品認証.PDF</a>	JIS A9511	0.05	0.042	1.19047619	OFF
<input type="checkbox"/>	省エネ解説書	木材				0.08	0.12	OFF	0.66666667
<input type="checkbox"/>	—	外気側表面熱伝 達抵抗 (外気以外)				—	—	0.15	0.15
(ソ) 熱貫流抵抗 $\Sigma R = \Sigma (d_i / \lambda_i)$								1.56547619	1.04166667
(ツ) 熱貫流率 $U_n = 1 / \Sigma R$								0.63878327	0.96
(ネ) 平均熱貫流率 $U_i = \Sigma (a_i \cdot U_i)$ W / (mK)								0.703026616	
(ナ) 備考：外気以外に接する床									

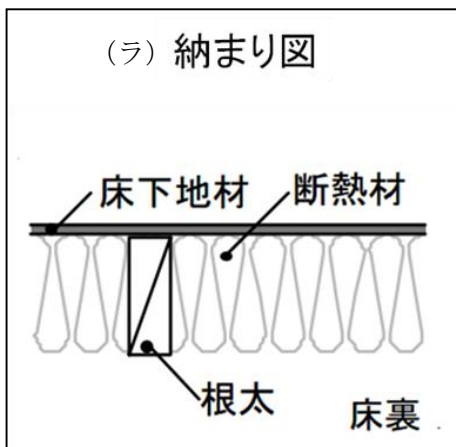


図2. 部分型式認定を取得していないものの部位別仕様表と納まり図のイメージ

## 2) 登録修正

修正の申込みをしようとする登録事業者は、修正の内容を明示して部位別仕様表の修正を申請します。評価協会は内容を確認し、承認後に公開情報に反映します。

## 3) 登録廃止

部位別仕様の全部又は一部を廃止しようとする登録事業者は、廃止の届出を行います。評価協会は内容を確認し、承認後に公開情報に反映します。

注) 部位別仕様表の修正は以下の範囲内の手直しに限られ、これ以外の手直しについては全て「新規登録」として扱います。

### ①部分型式認定を取得したもの以外

上記1) ②における(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)のうち、平均熱貫流率等の値に影響を及ぼさない内容の変更

### ②部分型式認定を取得したもの・・・原則として修正は認められません。

## 5. 部位別仕様表の公開

- 1) 登録された部位別仕様表の一般公開又は非公開の選択は、登録事業者が行うことができることとします。
- 2) 一般公開された部位別仕様表は、部位別仕様表登録データベースに公開されるほか、外皮計算システムに用いられます。
- 3) 非公開の部位別仕様表は、当該登録事業者、所管行政庁、評価協会会員の登録住宅性能評価機関のみが閲覧及び外皮計算システムに利用することができることとします。
- 4) 登録された部位別仕様表の公開は、4. 1) の情報について行います。
- 5) 登録された部位別仕様表の、修正前の情報及び廃止された情報は、所管行政庁、評価協会会員の登録住宅性能評価機関において閲覧することができることとします。

## 6. 外皮計算システムにおける部位別仕様表の利用

外皮計算システムにおいては、登録された部位別仕様表の「認定番号」又は「仕様番号」を元に平均熱貫流率等のデータが引用され、PDF として出力されます。

## 7. 費用

部位別仕様表の新規登録・修正・継続に係る費用は、評価協会が公開の承認を行ったものについて登録者に対し請求を行います。

### 1) 部位別仕様表の新規登録費用

当該部位別仕様表の新規登録費用は、評価協会が公開の承認を行った全事業者の全部位別仕様表件数（以下、「登録総件数」）に応じて下表のとおり決定します。評価協会が公開の承認を行ったものについて適用され、公開された月締めで請求を行います。新規登録費用の見直しは3年に一度行います。本費用は新規登録月に関わらず同額とし、公開以降の修正・廃止に関わらず返金はしません。

登録仕様件数	1件あたりの単価 (円) ※税込	仕様に含まれる建材が 建材等ポータルサイトに 登録済みの場合、及び JIS表示品の場合、な らびにEI制度認証品 の場合の1件あたりの 単価 (円) ※税込	部分型式認定を取得し た 部位別仕様表の1件 あたりの単価 (円) ※ 税込
1,000件	5,100	3,800	2,400
1,500件	4,800	3,400	2,000
2,000件	4,600	3,200	1,900

※建材等ポータルサイトとは評価協会が運営する「低炭素建築物認定制度向け建材等ポータルサイト」を指す。

### 2) 登録された部位別仕様表の修正費用

登録された部位別仕様表の修正に係る費用は、上表の1/2の額とします。ただし、平成26年3月現在 JIS 認証を取得済みであり、平成26年9月予定の JIS 改正以降、平成27年中に新 JIS 取得予定である断熱材に限り、平成27年中に DB にて当該現行 JIS に基づく部位別仕様表の修正を行う際に係る費用は全て新規登録費用の1/4の額とします。これらは評価協会が公開の承認を行ったものについて適用され、公開された

月締めで請求を行います。登録された部位別仕様表の修正費用の見直しは3年に一度行います。本費用は同年度内の申請であれば登録月に関わらず同額とし、公開以降は修正・廃止に関わらず返金はしません。

### 3) 次年度以降の継続費用

当該部位別仕様表の継続費用は、登録総件数に応じて下表のとおり決定します。費用は年額とし、前年度末時点に評価協会が公開の承認を行ったものについて適用され、年度当初に請求を行います。ただし、新規登録する部位別仕様表についてはすべて当初3年間の継続を条件とし、登録費用と併せて2年分の継続費用を頂きます。次年度以降の継続費用の見直しは3年に一度行います。年度途中の廃止に伴う件数減少に関わらず返金はしません。

登録仕様件数	1件当たりの単価（円）※税込	仕様に含まれる建材が建材等ポータルサイトに登録済の場合及びJIS表示品の場合、ならびにEI制度認証品の場合、部分型式認定を取得した部位別仕様表の場合の1件当たりの単価（円）※税込
1,000件	1,070	530
1,500件	710	350
2,000件	530	260
3,000件	350	170

# 部位別仕様表登録 DB 付き外皮計算システム

## 部位別仕様表登録要領

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会(以下「甲」という。)及び部位別仕様表登録 DB 付き外皮計算システム(以下「本システム」)に係る部位別仕様表登録申込者(以下「乙」)は、本システムにおける部位別仕様表の管理にあたり、以下の事項を遵守するものとする。

### 第1条 本システムの機能

1. 本システムは以下の機能を持つ
  - 一. 部位別仕様登録機能
  - 二. 部位別仕様検索機能
  - 三. 外皮計算機能
2. 本要領に基づく本システムの管理の適用範囲は、乙が前項第一号を用いて登録する部位別仕様表の新規登録、修正、廃止機能とこれらを管理するアカウント機能とする。
3. 本システムは、甲、乙、所管行政庁及び登録住宅性能評価機関(以下「所管行政庁等」)並びに外皮計算を行う設計者等(以下「設計者等」)が利用できるものとする。

### 第2条 事業者登録

1. 乙は第1条第1項第一号の機能を利用する場合は、本システムの利用申し込みに係る事業者登録を(<https://www2.hyoukakyokai.or.jp/gaihikeisan/my/guide/>)にアクセスして行うものとする。
2. 甲は乙による前項申込みを確認次第、直ちに本システムの利用に必要なアカウントを乙に送付しなければならない。
3. 前項のアカウントの有効期限は設けないものとする。
4. 甲は、事業者登録を行おうとする乙が本システムで提供する事業者として不相当と判断した場合、本システムの利用を拒否することができるものとする。
5. 第4項に係る不相当の判断は、第7条第2項に示すものの他、甲の判断基準によるものとし、甲はその理由を開示する義務を負わないものとする。

6. 本システムに登録する情報の内容に変更があった場合は、乙は必ず修正又は廃止を行い、甲にその旨を報告するものとする。

### 第3条 部位別仕様表の登録と継続

1. 部位別仕様表の登録等は以下により行うものとする。
  - 一. 新規登録は、乙が本システムにおいて部位別仕様表を新たに作成、申請したものを甲が承認して行う。
  - 二. 登録の修正は、本システムに現に登録されている部位別仕様表に対して、乙が行う熱伝達率、厚さ、熱抵抗値、熱貫流率等の物性値（以下「物性値等」）及び納まりに影響を及ぼさない軽微な手直しの申請をしたものを甲が承認して行う。
  - 三. 登録の廃止は、本システムにおいて登録された部位別仕様表に対して乙が第1条第1項二号及び三号から取り下げの申請をしたものを甲が承認して行う。
  - 四. 登録の継続は、本システム内において当該年度内に新規登録又は修正した部位別仕様表を翌年度においても保持して行う。
2. 乙は第1条第1項第一号の機能を利用し、部位別仕様表の登録を行う場合は、第2条第2項におけるアカウントを用いて  
(<https://www2.hyoukakyokai.or.jp/gaihikeisan/my/login/>) にアクセスし、ログインをして行うものとする。
3. 乙は、乙が第1条第1項第一号の機能を利用して行う部位別仕様表の新規登録又は修正を行う場合においては、以下の要件を満たすこととする。
  - 一. 部位別仕様表の層を構成する各々の材料については、当該材料の製品名称、製品番号等（以下、「製品名称等」）で製品の特定が行える情報を登録すること。ただし、当該材料が省エネ基準解説書付録3.2A「住宅の平均熱貫流率計算に用いる材料種別の熱物性値等」に基づく場合はこの限りではない。
  - 二. 部位別仕様表の層を構成する各々の材料については、当該材料の持つ物性値に係る根拠資料を登録すること。ただし、材料が省エネ基準解説書付録3.2A「住宅の平均熱貫流率計算に用いる材料種別の熱物性値等」に基づく場合はこの限りではない。
4. 前項第二号の根拠資料は、試験品質及び生産品質が共に適切に確保されていることを証するため、試験品質及び生産品質のそれぞれについて以下に例示する図書を本システムにアップロードすることとする。ただし、第二号、第三号、第四号及び第五号をア



アップロードする場合は、当該材料においては試験品質及び生産品質が共に適切に確保されているものと判断し、当該図書のアップロードのみで差支えない。

- 一. 第三者機関が発行する試験成績証明書等
- 二. JIS 認証書の写し
- 三. JIS マーク表示品であり当該性能を有していることが特定できるカタログ等の写し
- 四. 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会が運営する優良断熱材認証制度認証書の写し
- 五. 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会が運営する優良断熱材性能表示マーク表示品であり当該性能を有していることが特定できるカタログ等の写し
- 六. JIS Q 9001 (ISO9001) 登録証
- 七. 自己適合宣言書

5. 本システムに登録する一切の情報については、乙の責任において登録することとする。

6. 乙は部位別仕様表の登録においては、第4項に掲げる根拠資料について常に最新のものを用いることとする。

7. 本システムに登録する情報の内容に変更があった場合は、乙は必ず修正又は廃止を行い、甲にその旨を報告することとする。

8. 甲は、乙が公開しようとする部位別使用表の情報が本システムで提供する情報として不相当と判断した場合、本システムの利用を拒否することができるものとする。

9. 第8項に係る不相当の判断は、第7条第2項に示すものの他、甲の判断基準によるものとし、甲はその理由を開示する義務を負わないものとする。

10. 乙は、本システムの利用申込みを行った当該年度の次年度以降も引き続き本システムを利用する場合には、甲が案内する継続の手続きに従うものとする。

#### **第4条 部位別仕様表の公開**

1. 部位別仕様表検索機能及び外皮計算機能は

(<https://www2.hyoukakyukai.or.jp/gaihikeisan/calc/login/>) に設置する。ただし、所管行政庁等が利用する場合は別に定める方法によることとする。乙は、当該部位別仕様表を新たに申請する際には、その公開先を甲、乙及び所管行政庁等に限定することができる。

2. 所管行政庁等が第1条第1項第二号及び三号の機能を使用する場合には、登録の修正又は登録の廃止が行われた後も従前に登録された部位別仕様表を閲覧することができる。

3. 甲は乙が登録した部位別仕様表を承認して、公開した後、甲の責によらない理由で修正、廃止が必要な場合は、乙の同意を得ることなく一時的に非公開の処置をとることができる。その際、甲は乙に対し遅滞なく当該部位別仕様表の修正若しくは廃止の要請を行わねばならない。

4. 甲は乙が以下のいずれかに該当するときは、公開を取りやめることができるものとする。

- 一. 第3項に該当する場合
- 二. 第2条第4項に該当する場合
- 三. 第2条第6項に反する場合
- 四. 第3条第6項に反する場合
- 五. 第3条第7項に反する場合
- 六. 第3条第8項に該当する場合
- 七. 第5条第1項に該当する場合
- 八. 第6条第1項に反する場合
- 九. 第7条第2項各号のいずれかに該当する場合
- 十. 差押え、仮差押え、強制執行、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき。
- 十一. 破産、会社整理開始の申立てがあった等の復権を得ないことが判明したとき。

## **第5条 システムの中断**

1. 甲は、本システムの緊急保守、更改、障害、火災、停電、天災等の事由により甲が必要と認めた場合、甲は、乙に事前に通知することなく一時的に本システムの全部又は一部を中断することができるものとする。この場合において、甲は、可及的速やかに再開するよう努めるものとする。

2. 甲は本システムの中断に関して乙に対する責任は、一切負わないものとする。

## **第6条 システムの利用に係る費用**

1. 乙は、本システムの利用にあたり甲に対し以下の費用を年額として支払うものとする。
  - 一. 新規登録に係る費用
  - 二. 修正に係る費用
  - 三. 継続に係る費用
  
2. 甲は、本システムにおいて乙が新規登録・登録の修正を行った部位別仕様表について承認した後、遅滞なく乙に対し当該部位別仕様表の件数に応じて別に定める登録に係る費用を請求するものとする。
  
3. 甲は、本システムにおいて乙が登録の継続をする部位別仕様表について、当該部位別仕様表の件数に応じて別に定める継続に係る費用を請求するものとする。
  
4. 乙は、第2項及び第3項の費用について、甲からの請求書受領後速やかに別途甲が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込み手数料は、乙の負担とする。

## **第7条 乙の責任**

1. 乙が本システムにおいて提供する情報に関して第三者から訂正依頼、クレーム、異議又は損害賠償の請求が提起された場合、乙は、当該クレーム、異議又は損害賠償の請求を自己の費用と責任において解決しなければならず、また、甲に対して一切迷惑をかけてはならないものとする。
  
2. 本システムの利用にあたり、公開する企業名及び部位別仕様表の公開情報が以下に該当しないこととする。
  - 一. 法律・政令及び省令・規則・行政指導に違反すること。
  - 二. 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害すること。
  - 三. 第三者の名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害すること。
  - 四. 特定の団体・個人を誹謗中傷すること。

## 別表

第6条第1項第一号の金額は下表のとおりとし、第6条第1項第二号の金額は下表の2分の1の額とする。ただし、平成26年3月現在 JIS 認証を取得済みであり、平成26年9月予定の JIS 改正以降、平成27年中に新 JIS 取得予定である断熱材に限り、平成27年中に本システムにて当該現行 JIS に基づく部位別仕様表の修正を行う際に係る費用は全て下表の4分の1の額とする。本費用は新規登録月に関わらず同額とし、公開以降の修正・廃止に関わらず返金はしない。費用算定の元となる「登録仕様件数」は3年ごとに見直しを行うものとする。

登録仕様件数	1件あたりの単価 (円) ※税込	仕様に含まれる建材が建材等ポータルサイトに登録済みの場合、及び JIS 表示品の場合、ならびに EI 制度認証品の場合の1件あたりの単価 (円) ※税込	部分型式認定を取得した部位別仕様表の1件あたりの単価 (円) ※税込
1,000件	5,100	3,800	2,400
1,500件	4,800	3,400	2,000
2,000件	4,600	3,200	1,900
3,000件	4,400	3,100	1,700

第6条1項第三号の金額は下表のとおりとする。本費用は新規登録月に関わらず同額とし、公開以降の修正・廃止に関わらず返金はしない。ただし、新規登録する部位別仕様表についてはすべて当初3年間の継続を条件とし、第6条第1項第一号の金額と併せて2年分の継続費用を要する。費用算定の元となる「登録仕様件数」は3年ごとに見直しを行うものとする。

登録仕様件数	1件当たりの単価 (円) ※税込	仕様に含まれる建材が建材等ポータルサイトに登録済の場合及び JIS 表示品の場合、ならびに EI 制度認証品の場合、部分型式認定を取得した部位別仕様表の場合の1件当たりの単価 (円) ※税込
1,000件	1,070	530
1,500件	710	350
2,000件	530	260
3,000件	350	170